



# 島根県報

平成17年 8月30日 (火)  
号外 第 85 号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

### 選管告示

不在者投票を行うことができる施設の取消	1
不在者投票を行うことができる施設の指定	1
個人演説会を開催することができる施設の住所表記等の変更	2

## 選挙管理委員会告示

### 島根県選挙管理委員会告示第71号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第4項第2号、漁業法施行令(昭和25年政令第30号)第9条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号並びに農業委員会等に関する法律施行令(昭和26年政令第78号)第6条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり指定を取り消した。

平成17年 8月30日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

### 指定を取り消した施設

名 称	所 在 地	指定取消年月日
壽生病院	出雲市大津町3627番地 8	平成17年 8月26日
斐川生協病院	簸川郡斐川町大字直江町4911番地	平成17年 8月26日

### 島根県選挙管理委員会告示第72号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第4項第2号、漁業法施行令(昭和25年政令第30号)第9条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号並びに農業委員会等に関する法律施行令(昭和26年政令第78号)第6条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり指定した。

平成17年 8月30日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

### 指定をした施設

名 称	所 在 地	指定年月日
壽生病院	出雲市上塩冶町2862番地 1	平成17年 8月26日
斐川生協病院	簸川郡斐川町大字直江町4883番地 1	平成17年 8月26日
有料老人ホーム故郷	邑智郡邑南町下田所1083番地 1	平成17年 8月26日

島根県選挙管理委員会告示第73号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に規定する施設を変更した旨、出雲市選挙管理委員会から報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成17年8月30日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

名 称	所 在 地		変更年月日
	変 更 前	変 更 後	
さんぴーの出雲	出雲市中野町724番地9	出雲市中野美保南二丁目15	平成17年3月22日